



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月10日火曜日 第1971号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則... 703

### 告 示

- 狩猟免許更新に係る適正試験等の実施..... 704
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正..... 705
- 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（7件）..... 705
- 道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）..... 706
- 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）..... 707
- 道路の供用開始（ " ）..... 707

- 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）..... 707
- 道路の供用開始（ " ）..... 707
- 道路の区域変更（県道後柿之浦線）..... 708

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 708
- 狩猟免許試験の施行..... 708

### 正 誤

- 平成19年6月15日付け第1870号愛媛県告示第1102号（保安林の指定施業要件を変更する旨の通知）中..... 709

## 規 則

### ○愛媛県規則第45号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

#### 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則（昭和32年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第1（第2条関係） 生活福祉資金（長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。）の貸付基準						別表第1（第2条関係） 生活福祉資金（長期生活支援資金、離職者支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金を除く。）の貸付基準							
(1) 貸付対象 1～3 省略 <u>4 自立支援対応資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯のうち自立生活サポート事業（セーフティネット支援対策等事業の実施について（平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する自立生活サポート事業をいう。）における自立支援プラン対象世帯とする。</u>						(1) 貸付対象 1～3 省略							
(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間						(2) 貸付金の種類、対象経費、区分、限度額、償還期間及び据置期間							
貸付金の種類	対象経費		区 分	限 度 額	償 還 期 間 据 置 期 間 を 除 く。	据 置 期 間	貸付金の種類	対象経費		区 分	限 度 額	償 還 期 間 据 置 期 間 を 除 く。	据 置 期 間
1 省略							1 省略						
2 福祉 資金	(1)～(3) 省略						2 福祉 資金	(1)～(3) 省略					
	(4) 中 国 残	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住		4,70 4,00	10年以 内	同 上		(4) 中 国 残	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住		4,70 4,00	10年以 内	同 上



同 上	南 予 第 3 会 場	平成20年 8月19日 (火) 午前 9 時	南 予 地 方 局 7 階 大 会 議 室	宇和島市天神町 7 番 1 号
同 上	南 予 第 4 会 場	平成20年 9月12日 (金) 午前 9 時	南 予 地 方 局 八 幡 浜 支 局 7 階 大 会 議 室	八幡浜市北浜一丁目 3 - 37

3 申込みの手續

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

カ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課又は東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配付する。

ウ 申込者の適性試験等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第932号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成15年6月愛媛県告示第1344号)の一部を次のように改正する。

平成20年6月10日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	6 指定の有効期間 指定をした日から5年間

○愛媛県告示第933号

今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・法界寺地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・法界寺地区)計画書の写し

(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第934号

今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・桂地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・桂地区)計画書の写し

(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第935号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三反地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三反地地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第936号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長谷地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第937号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・寺男地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・寺男地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所本庁

○愛媛県告示第938号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・御池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・御池地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所本庁

○愛媛県告示第939号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・とびがらす地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・とびがらす地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年6月11日から7月8日まで

3 縦覧場所

今治市役所大西支所

○愛媛県告示第940号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2147番45から 同町北灘甲2147番49まで	旧	メートル 5.5~28.0	キロメートル 0.050	
			新	5.5~35.2	0.050	

○愛媛県告示第 941 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1498番 3 から 同市大浦甲1599番 8 まで	旧	メートル 1.0~ 9.0	キロメートル 0.248	
			新	13.0~36.0	0.248	

○愛媛県告示第 942 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1498番 3 から 同市大浦甲1599番 8 まで	平成20年 6月10日

○愛媛県告示第 943 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1600番 2 から 同市大浦甲1609番 1 まで	旧	メートル 2.0~ 6.0	キロメートル 0.133	
			新	5.0~25.0	0.133	

○愛媛県告示第 944 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦甲1600番 2 から 同市大浦甲1609番 1 まで	平成20年 6月10日

○愛媛県告示第 945 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成字クワンサコヲ509番 6 から 同町成字クワンサコヲ507番 6 まで	旧	メートル 8.6~10.5 4.8~7.9	キロメートル 0.032 0.048	
			新	8.6~10.5	0.032	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 5月29日	特定非営利活動法人 松山大学学生地域創造研究所 M u s e	金 村 毅	松山市文京町 4 番地 2 松山大学温 山会館内	この法人は、不特定多数の人々に対して、まち づくり支援やエコ活動の推進及び、遍路文化に 関わる活動等の事業を行い、学生が地域に密着 し、まちの活性化をめざすことを目的とする。

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成20年 6月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成20年 8月5日（火）午前 9 時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西 条 第 1 会 場	東予地方局西条第 2 庁舎 4 階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及 び第二種銃猟
今 治 第 1 会 場	今治市大西公民館 2 階第 1 研修室	今治市大西町宮脇甲506 - 1	同 上
松 山 第 1 会 場	中予地方局 7 階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第 1 会場（大洲）	徳森公園管理センター（大洲市平公民館）大 ホール	大洲市徳森2280 - 2	同 上
宇 和 島 第 1 会 場	南予地方局 7 階大会議室	宇和島市天神町 7 番 1 号	同 上

- (2) 平成20年 9月2日（火）午前 9 時

試験場の名称	試験の場所		実施する試験の種類
	会場	所在地	
西条第2会場	東予地方局西条第2庁舎4階大会議室	西条市丹原町池田1611	網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟
今治第2会場	今治地域地場産業振興センター2階大会議室	今治市旭町二丁目3-5	同上
松山第2会場	中予地方局7階大会議室	松山市北持田町132	同上
八幡浜第2会場	南予地方局八幡浜支局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同上
宇和島第2会場	南予地方局7階大会議室	宇和島市天神町7番1号	同上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成20年8月5日の試験に係るものについては、7月9日(水)から22日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成20年9月2日の試験に係るものについては、7月9日(水)から8月19日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課若しくは中予地方局産業経済部久万高原森林林業課又は東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班若しくは今治支局森林林業課若しくは南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、八幡浜支局森林林業課若しくは八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル及び横の長さ24センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各4,000円、その他の者にあっては各5,300円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

正 誤

○正 誤

平成19年6月15日付け第1870号愛媛県告示第1102号(保安林の指定施業要件を変更する旨の通知)中

ページ	箇所	誤	正
685	3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所	喜多郡内子町中川1207・1213・1225の1・1226の1・1227(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)1201、1202、1203の1、1204、1205、1206の1、1208の1、1209、1210、1219から1222まで、1224の1から1224の3まで、1232、1233の1から1233の3まで、1234の1、1234の2、1235の1、1235の2、1236から1240まで	喜多郡内子町中川1207・1208の1・1213・1225の1・1226の1・1227(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)1201、1202、1203の1、1204、1205、1206の1、1209、1210、1219から1222まで、1224の1から1224の3まで、1232、1233の1から1233の3まで、1234の1、1234の2、1235の1、1235の2、1236から1240まで